

# 国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドラインの策定

(研究期間：平成29年度～平成30年度)

社会資本マネジメント研究センター 社会資本マネジメント研究室  
 研究官 島田 浩樹 研究官 光谷 友樹 交流研究員 川上 季伸  
 交流研究員 石本 圭一 室長 中洲 啓太



(キーワード) 事業促進PPP、事業監理、ガイドライン、大規模災害、大規模事業

## 1. はじめに

近年、国土交通省直轄の大規模災害復旧・復興事業、大規模事業において、業務の指導・調整、地元・関係機関協議、工程・コスト管理等のマネジメント業務を官民の技術者が一体となって行う事業促進PPPを導入している(図-1)。事業促進PPPは、平成24年度以降、東北の復興道路等で導入しているものの、標準的な実施手法が確立しておらず、必要ときに速やかに導入する上で課題となっていた。

国総研社会資本マネジメント研究室は、事業促進PPPの実施状況、課題等を調査し、事業促進PPPの実施手法を提案した。

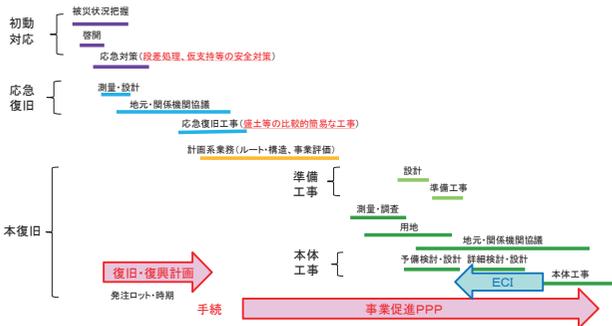


図-1 災害復旧・復興事業のタイムライン

## 2. 研究の内容・成果

### (1) 受発注者へのヒアリングによる実施状況把握

東北の復興道路、熊本の復旧・復興事業、関東の東関東道、圏央道等における事業促進PPP(熊本はPM・CM)の受発注者双方にヒアリングを実施した。その結果、発注者から受発注者が一丸となった事業促進を重視する姿勢が示された一方、受注者から業務内容がわかりづらい、常駐・専任の負担が大きい等の課題が示された。

### (2) 事業タイムラインの整理・分析

業務・工事の履歴から事業タイムラインを整理した結果、多くの事業で1)被災状況の把握、2)予

備検討・設計、3)詳細検討・設計、4)準備工事、5)本体工事の共通する流れを把握した。タイムラインとの関連づけにより、発災直後は既存の維持工事や災害協定を活用し、本復旧に向けて事業促進PPPを導入する効果的な導入時期の考え方を提示できたとともに、事業促進PPPの業務内容や技術者要件の明示が可能となった(図-2)。

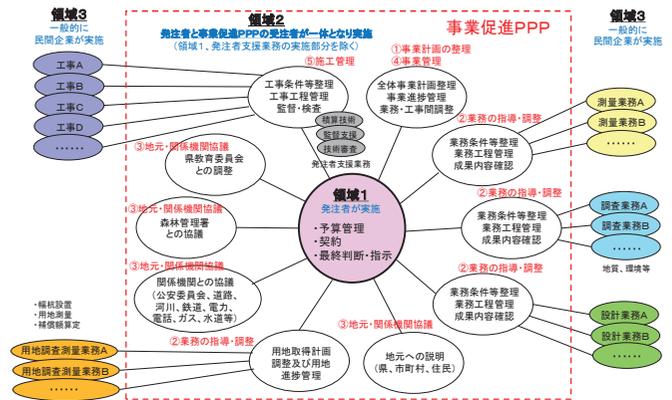


図-2 事業促進PPPの位置づけ

### (3) 業務記録簿等の分析

事業促進PPPの業務記録簿等を分析した結果、資料作成や設計図面の修正を事業促進PPPの受注者が行う例があることを把握した。これらの作業は、発注者支援業務、設計業務等と分担可能である。また、技術提案・交渉方式を適用すれば、施工者の知見を設計に反映でき施工の手戻りを回避できる。このように、事業促進PPPの常駐・専任の負担軽減に配慮した効果的な体制構築の考え方を提示した。

## 3. 成果の活用

成果は、国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン(平成31年3月予定)に反映された。事業促進PPPが地方整備局等で必要ときに速やかに導入され、普及展開する効果が期待される。

【詳細情報はこちら】

[http://www.nilim.go.jp/lab/peg/hatuyusyasekinin\\_manebukai.html](http://www.nilim.go.jp/lab/peg/hatuyusyasekinin_manebukai.html)